

第5回教育委員会

令和4年3月24日
午後3時30分
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第40号

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案について

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について

1 対象職員

教育委員会所管の学校園の臨時的任用職員

2 改正理由

令和3年の人事院勧告において、国家公務員の「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援」について、政府等へ意見の申出があり、本市が取り組んでいるワーク・ライフ・バランス推進の観点から、人事院の申出に沿って休暇制度に係る改正を行う。

3 改正内容

- (1) 出生サポート休暇（不妊治療のための休暇）の新設【第8条第1項第9号の2及び同条第2項】
 - ・ 特別休暇（有給）とする。
 - ・ 年5日間（教育長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）
 - ・ その他詳細は別紙のとおり
- (2) 育児参加休暇の対象期間の拡大【第8条第1項第13号の2】
 - ・ 対象期間について、現行の「産前産後の期間における24週間」を、「分べん予定日の24週間前の日からその分べんに係る子が1歳に達する日までの間」とする。

4 施行期日

令和4年4月1日

○出生サポート休暇(不妊治療のための休暇)について

(1) 種別

特別休暇

(2) 対象

職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合

(3) 承認期間

4月1日から翌年3月31日までの間につき5日

(体外受精等の教育長が定める不妊治療を受ける場合にあっては、10日の範囲内の期間)

(4) 取得単位

1日又は1時間

(5) 給与の取扱い

有給

(6) 承認手続き

休暇の承認にかかり、クリニック等の診察券、治療の日時や金額が確認できる領収書、治療の内容が分かる書類等の確認を行う。

(7) その他

- ・「不妊治療」とは、不妊の原因等を調べるための検査、不妊の原因となる疾病の治療、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精等をいう。「通院等」とは、不妊治療を受けるための医療機関への通院、当該医療機関が実施する不妊治療に関する説明会への出席等をいい、当該通院や説明会への出席等のための移動を含む。
- ・「教育長が定める不妊治療」は、体外受精及び顕微授精とする。

議案第40号

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成29年大阪
市教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
(特別休暇) 第8条 次の各号に掲げる場合には、臨時的任用職員に対し、当該各号に定める期間又は時間の特別休暇を与えるものとする。 〔(1)～(9) 略〕 <u>(9の2) 臨時的任用職員が不妊治療に係る通院等（教育長が定めるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（当該通院等が体外受精その他の教育長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）を超えない範囲内で必要と認める期間</u> 〔(10)～(13) 略〕 (13の2) 臨時的任用職員の配偶者等が分べんする場合において、その分べんに係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。）を養育する臨時的任用職員がこれらの子の養育（分べんに立ち会うことを含む。）のため勤務しないことが相当であると認め	(特別休暇) 第8条 〔同左〕 〔(1)～(9) 略〕 〔新設〕 〔(10)～(13) 略〕 (13の2) 臨時的任用職員の配偶者等が分べんする場合において、その分べんに係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。）を養育する臨時的任用職員がこれらの子の養育（分べんに立ち会うことを含む。）のため勤務しないことが相当であると認め

られるとき <u>分べん予定日の24週間前</u> <u>の日からその分べんに係る子が1歳に</u> <u>達する日までの間</u>につき5日を超えな い範囲内で必要と認める期間 [(14)～(17) 略] 2 第6条第2項及び第3項の規定は、<u>前項</u> <u>第9号の2</u>、<u>第12号の2</u>及び第13号の2か ら第15号の規定による特別休暇に準用す る。	られるとき <u>産前産後の期間における</u> <u>24週間</u>につき5日を超えない範囲内で 必要と認める期間 [(14)～(17) 同左] 2 第6条第2項及び第3項の規定は、<u>前項</u> <u>第12号の2</u>及び第13号の2から第15号まで の規定による特別休暇に準用する。
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線 は注記である。	

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に使用されたこの規則による改正前の教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第8条第1項第13号の2の規定による特別休暇は、この規則による改正後の教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第8条第1項第13号の2の規定による特別休暇として使用されたものとみなす。